

令和4年度第24回人事委員会会議の結果

1 開催日時

令和5年3月22日（水） 午前9時30分～11時41分

2 開催場所

人事委員会室（さいたま市浦和区高砂3-15-1 県庁第2庁舎3階）

3 出席者

【人事委員】 委員長 池本 誠司

委員 中込 秀明

委員 関口 和代

【事務局】 事務局長ほか8名

4 議事

傍聴者がいないため、議決事項1から6、9、10及び報告事項1について、埼玉県人事委員会会議規則第6条第1号の規定に該当するため非公開とすることの決定を省略し、議事を開始した。

議案第1号「給与制度に係る人事委員会規則の改正について」

令和5年4月1日付け組織改正等に伴い、次に掲げる規則の改正を行うことを決定した。

【決定内容】

1 改正する規則

- (1) 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則
- (2) 管理職手当に関する規則
- (3) 給料表の適用範囲に関する規則
- (4) 給料の調整額に関する規則
- (5) 職員の特殊勤務手当に関する規則
- (6) 管理職員特別勤務手当に関する規則

2 施行期日等（予定） 公布日 令和5年3月31日

施行日 令和5年4月 1日

議案第2号「人事異動等に伴う給与決定に関する承認について」

令和5年4月1日付け人事異動等に伴い、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定に基づき、各任命権者から申請のあった次の件の承認について決定した。

【決定内容】

- (1) 初任給規則第10条第1項に掲げる職務の級及び第18条に基づく号給の決定について（退職派遣等帰任）
- (2) 初任給規則第19条に基づく第10条第1項に掲げる職務の級の決定について（昇格）

- (3) 初任給規則第26条に基づく第10条第1項に掲げる職務の級の決定について
(給料表異動)
- (4) 初任給規則第43条に基づく給与の決定について (希望降任)

議案第3号「昇任候補者の選考について」

各任命権者から申請のあった昇任候補者について、規定に基づき決定した。

【決定内容】

- 1 昇任候補者数 134人
- 2 昇任予定年月日 令和5年3月31日、令和5年4月1日

議案第4号「採用候補者の選考について」

知事及び教育委員会委員長から申請のあった採用候補者について、規定に基づき決定した。

【決定内容】

- 1 採用候補者数 7人
- 2 採用予定年月日 令和5年3月31日、令和5年4月1日

議案第5号「転任の承認について」

教育委員会教育長から申請のあった転任を承認することについて決定した。

【決定内容】

- 1 転任候補者数 5人
- 2 転任予定年月日 令和5年4月1日

議案第6号「任期付職員の採用について」

知事から申請のあった一般任期付職員の採用を承認することについて決定した。

議案第7号「埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の制定について」

個人情報の保護に関する法律等の施行に関し、埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護に関する事項その他必要な事項を定めるため、埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則を制定することについて決定した。

【決定内容】

- 1 埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成17年3月29日人事委員会規則第1号の50）の廃止
埼玉県人事委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の制定
- 2 施行期日等（予定） 公布日 令和5年3月28日
施行日 令和5年4月1日

議案第8号「埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」

個人情報の保護に関する法律等の一部改正に伴い、埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正することについて決定した。

【決定内容】

- 1 改正内容
 - (1) 定年引上げに伴う人事委員会規則等の一部改正に伴う規定整備
 - (2) 個人情報の保護に関する法律等の一部改正に伴う規定整備 等

- 2 施行期日等（予定） 公布日 令和5年3月31日
施行日 令和5年4月 1日

議案第9号「管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則について」

組織改正に伴う職の新設、改廃等に対応するため、管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正することについて決定した。

【決定内容】

- 1 改正する規則
 - (1) 管理職員等の範囲を定める規則
 - (2) 彩の国さいたま人づくり広域連合の管理職員等の範囲を定める規則
 - (3) 埼玉県浦和競馬組合の管理職員等の範囲を定める規則

- 2 施行期日等（予定） 公布日 令和5年3月31日
施行日 令和5年4月 1日

議案第10号「労働基準監督機関の職権行使について」

令和5年3月20日付けで、知事から提出された解雇予告除外認定申請について、労働基準法第20条第1項ただし書に規定する労働者の責に帰すべき事由に該当するものと認定することについて決定した。

報告第1号「労働基準監督機関の職権行使について」

教育委員会教育長から提出された解雇予告除外認定申請について、労働基準法第20条第1項ただし書に規定する労働者の責に帰すべき事由に該当するものと認められたため、委員長専決により、本件申請を認定した旨を報告した。